

「しあわせの襷くたすき」定期預金

(2022年4月1日現在)

1. 商品名と概要	<p>・「しあわせの襷くたすき」定期預金</p> <p>「しあわせの襷くたすき」のご利用対象のお客さまがご利用いただける特別金利の単利型定期預金です。お預け入れ期間は1年です。</p>
2. ご利用いただける方	<p>次のいずれかの要件を満たした個人のお客さま。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上のお客さま ・有担保住宅ローン利用者（主債務者の方）※1 ・相続により取得した資金を原資としてお預入いただけるお客さま※2※3 <p>※1 有担保多目的ローンご利用者で、かつ資金使途が住宅目的のお客さまを含みます。</p> <p>※2 原則、相続手続き完了後1年以内に預入いただける資金が対象となります。</p> <p>※3 他金融機関で相続手続きを行い取得した資金も、相続人であること、相続時期を確認できる書類の提示があれば対象となります。</p>
3. 期間	<p>・1年</p>
4. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	<p>・一括してお預け入れいただきます。</p>
(2) お預け入れ金額	<p>・新規お預け入れの場合 50万円以上</p> <p>・既存預金のお預け替えの場合 300万円以上</p>
(3) お預け入れ商品	<p>・スーパー定期預金（単利型）</p> <p>・自由金利型定期預金（大口定期）※1,000万円以上お預け入れの場合</p>
(4) 自動継続のお取り扱い	<p>・元利継続または元金継続の取り扱いとなります。</p>
(5) お預け入れ単位	<p>・1円単位</p>
5. 払い戻し方法	<p>・満期日以後に一括して払い戻しいたします。</p>
6. 利息	
(1) 適用金利	<p>・店頭表示の利率に所定の金利を上乗せいたします。（満期後も継続して上乗せします）</p> <p>・お預け入れ後にご利用要件を満たさなくなった場合であっても、定期預金への金利上乗せは満期後も継続されます。</p>
(2) 上乗せ金利の見直し	<p>・市場金利が変動した場合、店頭表示金利への上乗せ幅を変更する場合があります。</p> <p>・お預け入れ後に上乗せ幅を見直した場合、自動継続時の上乗せ利率は見直し後の上乗せ利率を適用いたします。</p>
(3) 利払い方法	<p>・満期日以後に一括してお支払いいたします。</p>
(4) 計算方法	<p>・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。</p>
7. 税金	<p>・20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%）</p> <p>* 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税</p>

	<p>15.315%、地方税5%)となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。 						
8. 手数料	——						
9. 付加できる特約条項	<p>総合口座による当座貸越がご利用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越(残高がマイナスになること。当座貸越といえます。)を利用することができます。 ・総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額(エース預金もご利用の場合は合算します)の90%(千円未満切り捨て)または300万円のうちいずれか少ない金額とします。 ・貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には定期預金利率の低い方から適用されます。 						
10. 満期日前解約(中途解約)の取り扱い	<p>満期日前に解約(中途解約)する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率(小数点第4位以下切り捨て)により計算した利息とともに払い戻いたします。</p> <p>【1年もの】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの預入期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%
中途解約日までの預入期間	中途解約利率						
6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率						
6か月以上1年未満	約定利率×50%						
11. 預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内(1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息)で保護されます。 						
12. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。窓口にお問い合わせください。 						
13. 苦情処理措置(ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 <p>【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】0120-86-3760</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後6時 (土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業)</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.chugoku.rokin.or.jp/</p>						
14. 紛争解決措置(第三者機関に問題解決を相談したい場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、ろうきん相談所にお問い合わせください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方 						

	<p>法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは東京三弁護士会、ろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
15. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・定期預金のお預け入れは窓口をご利用ください。・A T Mおよびインターネットバンキングによるお取引は上乗せ金利の対象となりません。・他の特別金利商品との併用はできません。

中国労働金庫